

市町村税課における所管事項について



地方財政審議会

平成31年4月12日

総務省自治税務局市町村税課長
鈴木 清

目 次

1	個人住民税の概要	1
2	個人住民税を巡る最近の動向	7
3	ふるさと納税	11
4	森林環境税・森林環境譲与税	15
5	たばこ税	18

1 個人住民税の概要

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)
 →5, 10, 13%の3段階から、10%(市町村:6%、都道府県4%)の比例税率へ移行

個人住民税

均等割 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)
市町村民税	3,500円
道府県民税	1,500円

	税金	納税義務者数
個人住民税	約3,400億円	約6,200万人

※東日本大震災を教訓として、各地方団体が実施する防災施策に係る財源を確保するため、平成26年度から平成35年度分の標準税率が引き上げられている。

所得割 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

	標準税率
市町村民税	6%
道府県民税	4%

	税金	納税義務者数
個人住民税	約12兆900億円	約5,800万人
(参考)所得税	約18兆8,800億円	約5,400万人

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

利子割

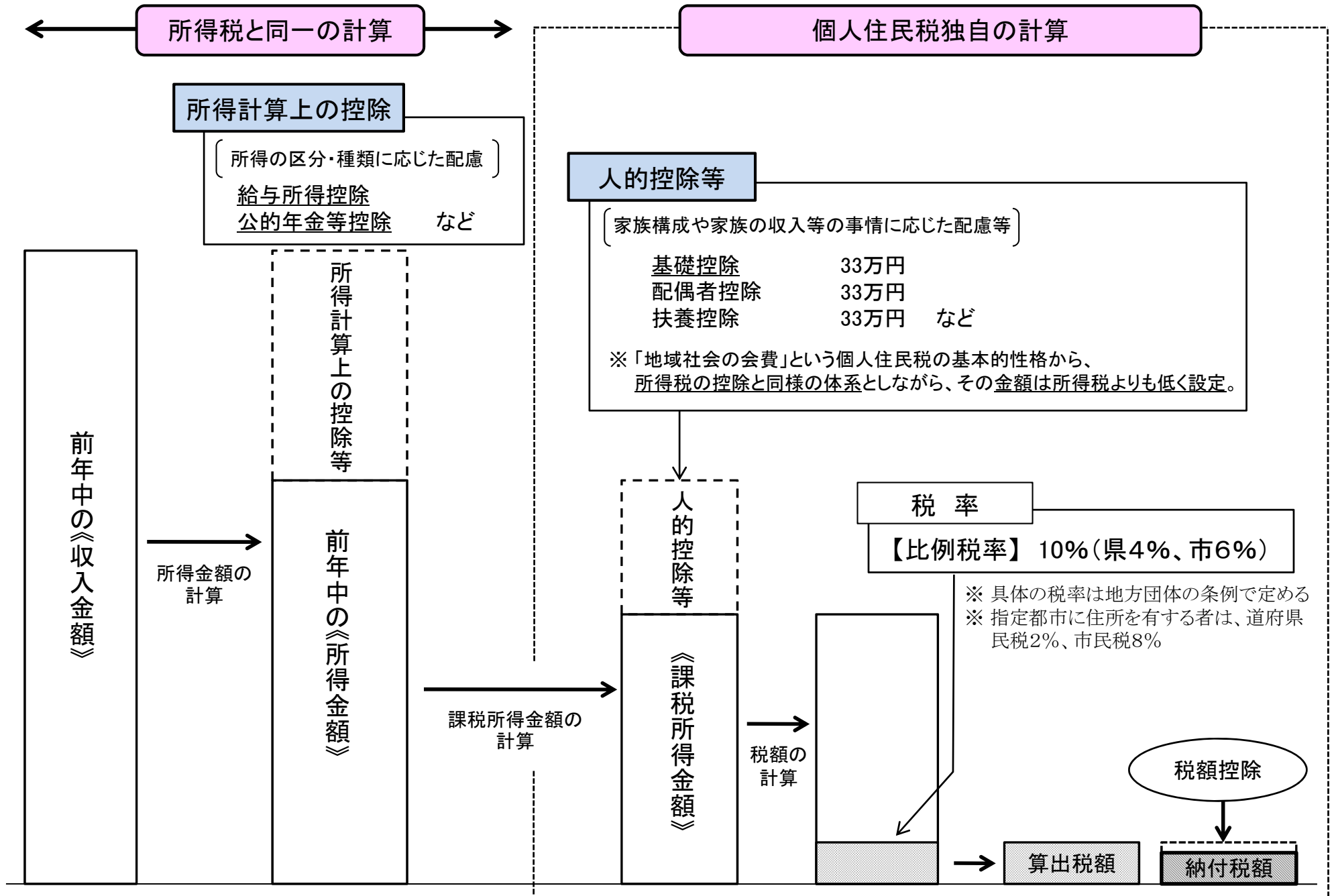
配当割

株式等譲渡所得割

税率5% 税金 約4,200億円

- (注) 1. 税金は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)ともに平成29年度決算額による。
 2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「平成29年度市町村税課税状況等の調」による。
 3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

個人住民税所得割の計算の仕組み



人的控除の種類及び概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除と同様の体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

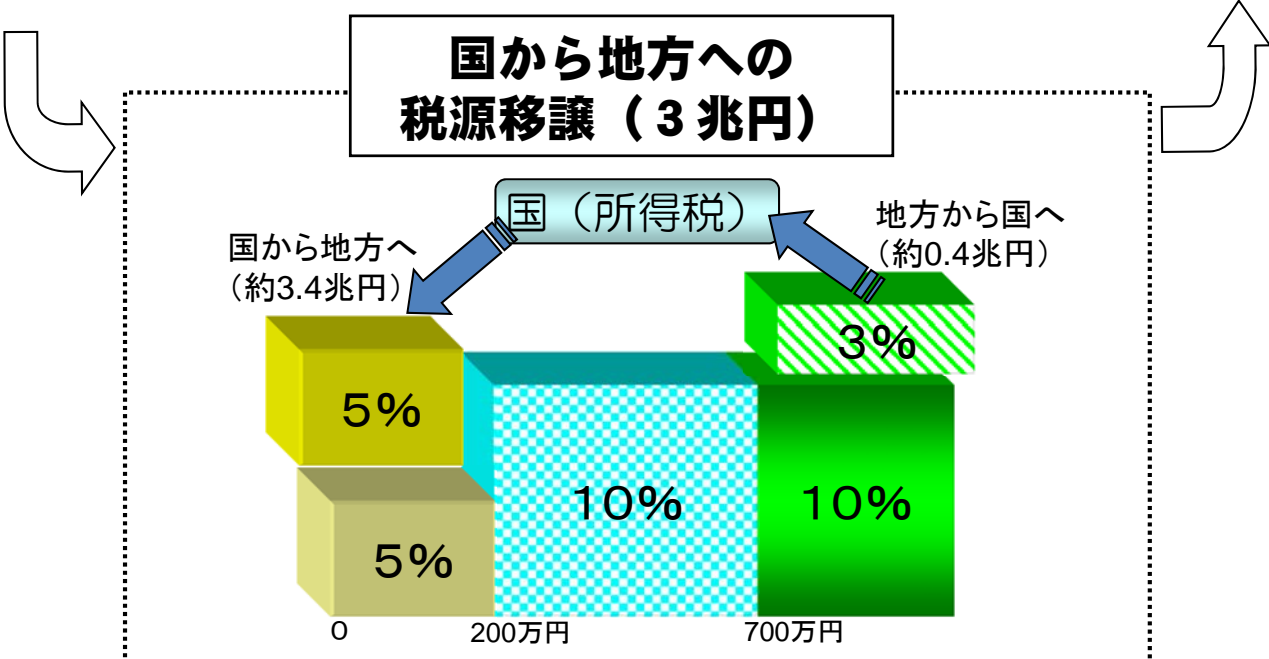
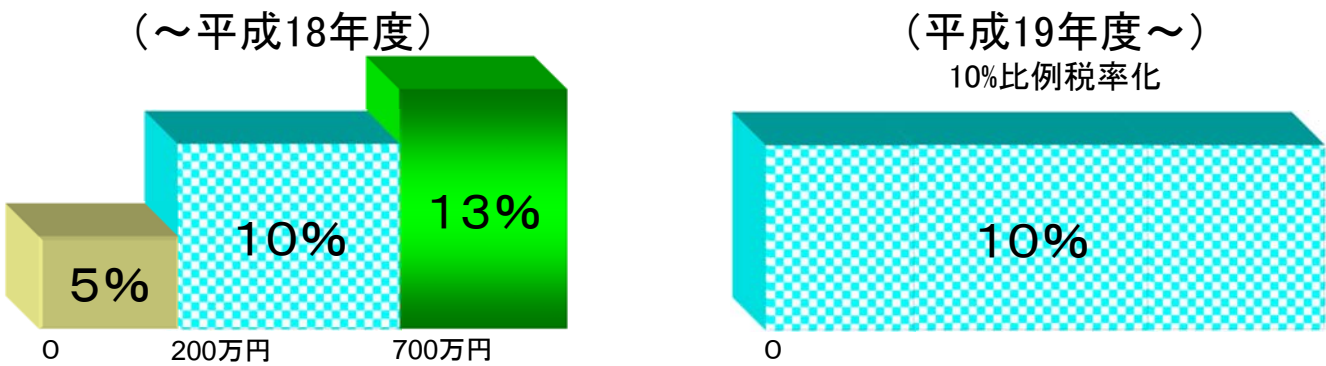
	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			現行(平成30年度)	(参考) 所得税(平成29年)		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円 【最高43万円】	38万円 【最高48万円】	— 【合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)】
	配偶者控除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			—
	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	<最高>33万円	<最高>38万円	<合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)>
	老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	<最高>38万円	<最高>48万円	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする合計所得金額が38万円を超え76万円未満である 配偶者を有する者	<最高>33万円	<最高>38万円	合計所得金額1,000万円以下 <合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)>
	扶養控除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親 族を有する者	33万円	38万円	—
	特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常 況としている者	53万円	75万円	—
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する 者	26万円	27万円	①の場合 合計所得金額500万円以下
(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	合計所得金額500万円以下	
除	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	合計所得金額65【75】万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

(注) < >内は平成29年度改正(平成31年度分以後の個人住民税(平成30年分以後の所得税))について適用。

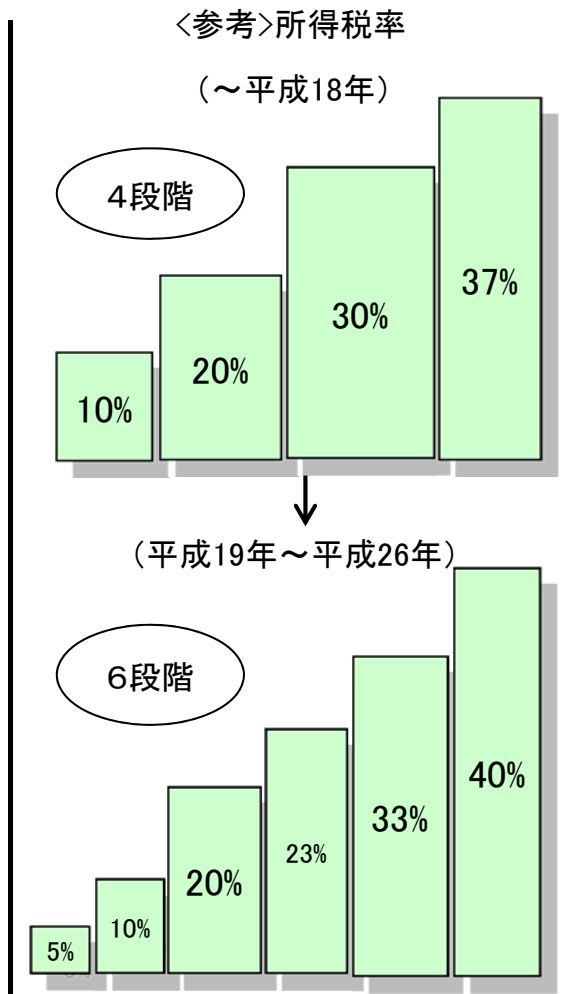
(注)【 】内は平成30年度改正(平成33年度分以後の個人住民税(平成32年分以後の所得税))について適用。

個人住民税の税率構造

○ 個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、10%比例税率化。



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%



(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる

個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
 - ・ 所得割: 道府県民税4%、市町村民税6% (※)
 - ・ 均等割: 道府県民税1,500円、市町村民税3,500円 (※)
 (※) 指定都市に住所を有する場合は、道府県民税2%、市町村民税8% (※) いずれも復興財源確保のための500円の引上げ込みの額
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。

所得割

○道府県民税

- ・ 4.025% : 神奈川県

※指定都市に住所を有する場合は

2.025% (4% : 標準税率)

※指定都市に住所を有する場合は2%)

○市町村民税

- ・ 6.1% : 豊岡市 (兵庫県)

(6% : 標準税率 ※指定都市に住所を有する場合は8%)

- ・ 7.7% : 名古屋市 (※指定都市のため)

- ・ 5.4% : 田尻町 (大阪府)

(平成30年4月1日現在)

均等割

○道府県民税

- ・ 2,700円 : 宮城県
- ・ 2,500円 : 岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
- ・ 2,300円 : 秋田県、滋賀県、兵庫県
- ・ 2,200円 : 栃木県、群馬県、愛媛県
- ・ 2,100円 : 京都府
- ・ 2,000円 : 富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

- ・ 1,900円 : 静岡県
- ・ 1,800円 : 神奈川県、大阪府
- (1,500円 : 標準税率)

○市町村民税

- ・ 4,400円 : 横浜市
- (3,500円 : 標準税率)
- ・ 3,300円 : 名古屋市
- ・ 3,200円 : 田尻町 (大阪府)

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、
「市町村税の税率等に関する調」より作成

(参考) 地方税法 (抄)

○ 所得割

【道府県民税】

第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の二)の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、同一の標準税率ごとに一の率でなければならない。

【市町村民税】

第三百十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市(第三百十四条の六及び第三百十四条の七において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、百分の八)の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

○ 均等割

【道府県民税】

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。(※)

【市町村民税】

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。(※)

(※) 復興財源確保のため、標準税率が道府県民税、市町村民税いずれも500円引き上げられている(平成26年度～平成35年度)。

2 個人住民税を巡る最近の動向

個人住民税における住宅ローン控除に係る対応（案）

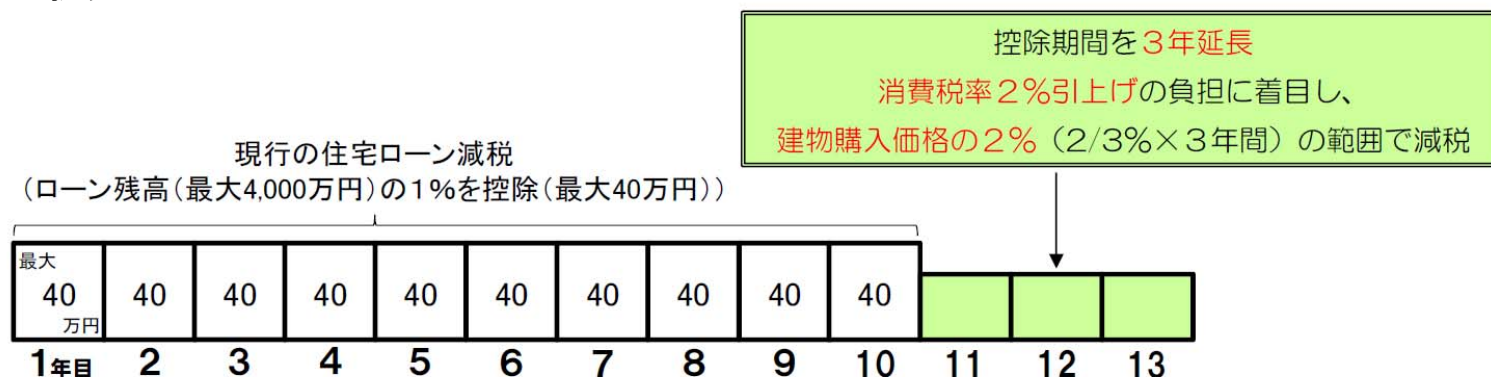
- 今回の対策により延長された控除期間においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（以下参照）の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずる。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

<個人住民税における住宅ローン控除>

居住年	平成26年4月～平成33年12月	今回の対策 平成31年10月～平成32年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% （最高13.65万円）	同左
控除期間	10年	13年

（注）平成26年4月～平成33年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

<住宅ローン控除の拡充のイメージ>



（注）認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高（最大5,000万円）の1%を控除（最大50万円）。

子どもの貧困に対応するための 個人住民税の非課税措置(案)

〔平成33年度分以後の
個人住民税について適用〕

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

<現行の個人住民税の非課税措置の範囲>

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

(前年の合計所得金額が135万円(※)(給与収入204万円)を超える場合を除く) 等

※ 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、平成33年度分以後の個人住民税から非課税措置の合計所得金額要件が125万円から135万円となる。

対象の追加

児童扶養手当の支給を受けている児童(※1)の父又は母のうち、現に婚姻(※2)をしていない者
又は配偶者(※2)の生死の明らかでない者

(前年の合計所得金額が135万円(給与収入204万円)を超える場合を除く)

※1 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。

※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

平成31年度税制改正大綱（抄）

【子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置】

平成30年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

③ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

第三 検討事項

4 子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。

3 ふるさと納税

ふるさと納税制度の見直し（案）

- 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。

※ これまでは、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきたもの。

見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

(その他の手続き等)

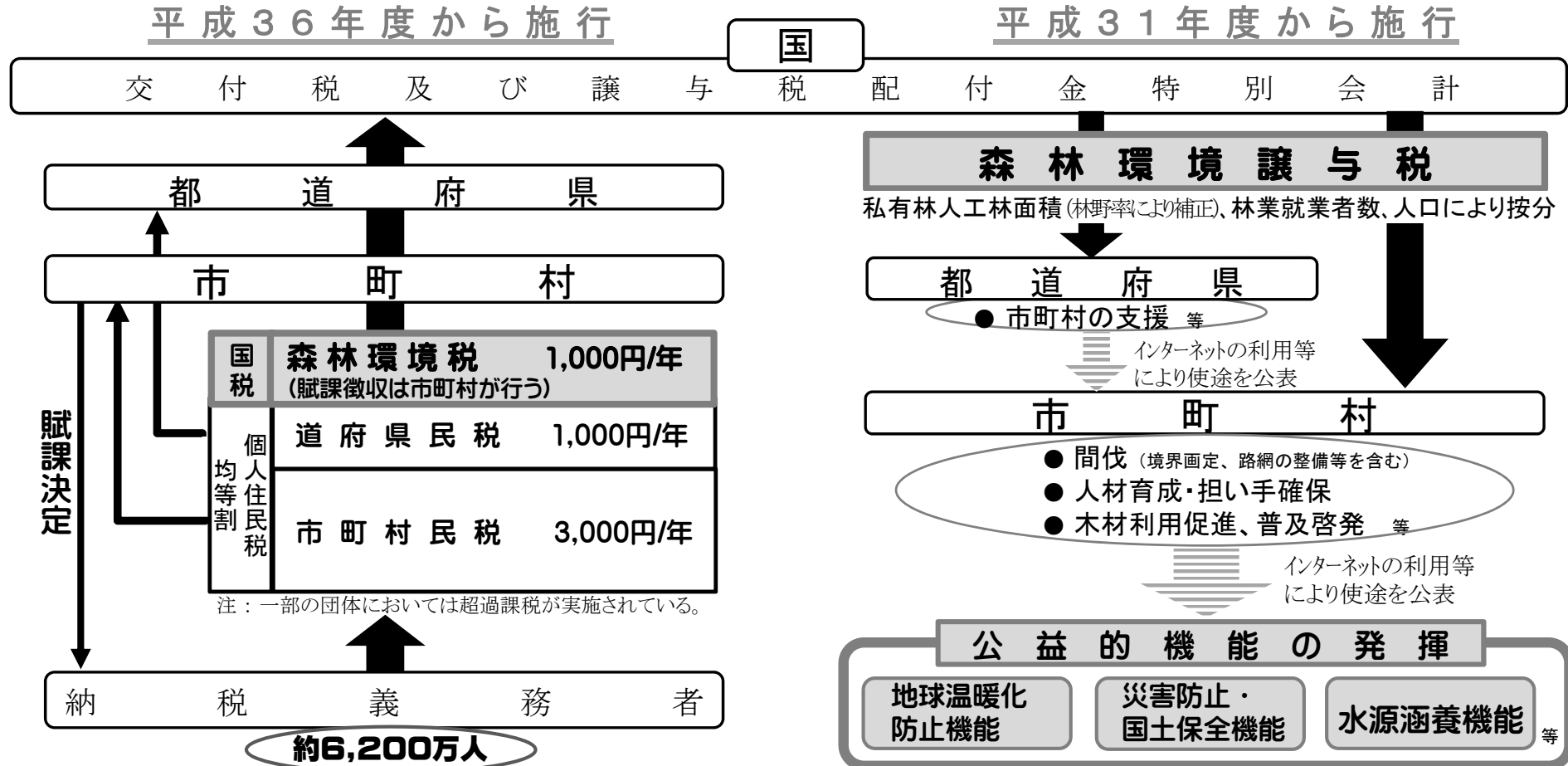
- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

4 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

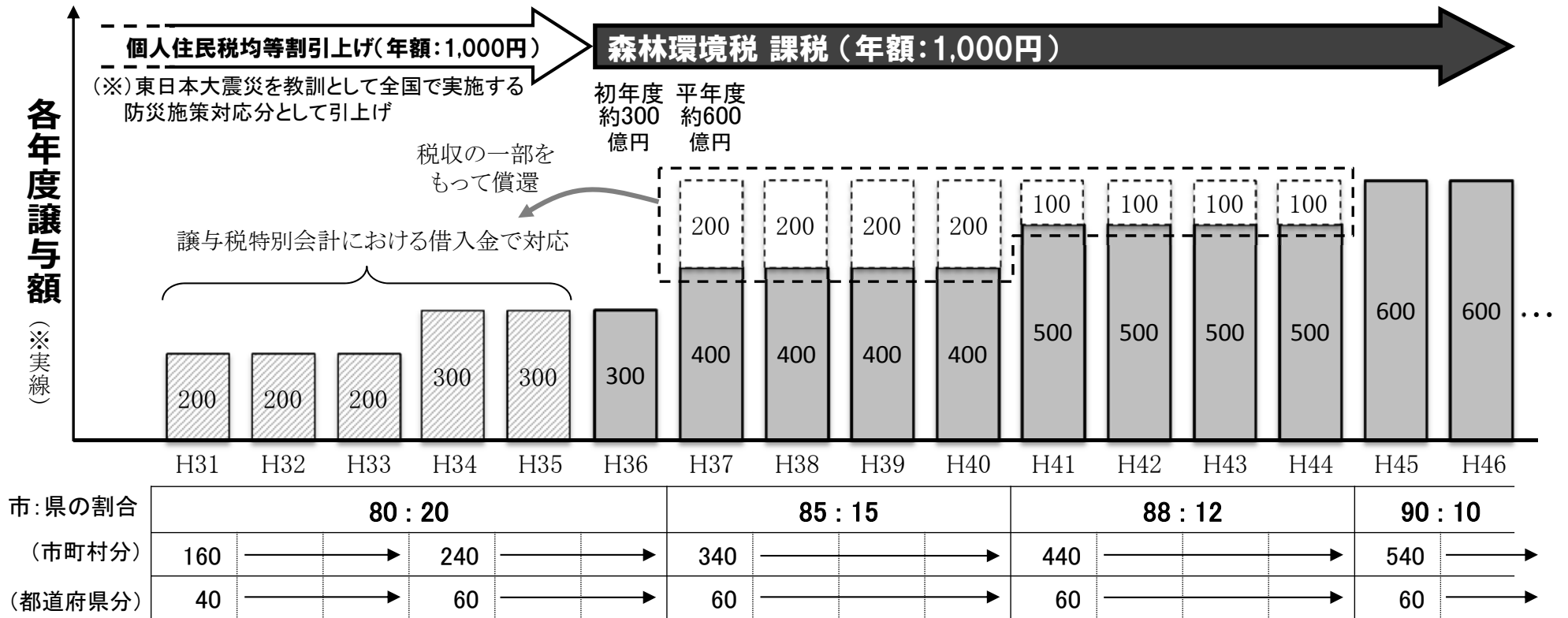
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

【制度イメージ】



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税收の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積	>(*以下のとおり林野率による補正)
	20% : 林業就業者数	
	30% : 人口	
都道府県分	市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

5 たばこ税

地方のたばこ税（道府県たばこ税及び市町村たばこ税）の概要

- 課税主体・・・小売販売業者の営業所等所在の道府県及び市町村
- 課税客体・・・売渡し等に係る製造たばこ
- 納税義務者・・・製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者
- 課税標準・・・売渡し等に係る製造たばこの本数
- 徴収方法・・・申告納付
- 税率（円／1,000本）

（H30.10.1時点）

区 分	製造たばこ	製造たばこ(旧3級品)
国のたばこ税	6,622円	4,656円
たばこ税	5,802円	4,032円
たばこ特別税	820円	624円
地方のたばこ税	6,622円	4,656円
道府県たばこ税	930円	656円
市町村たばこ税	5,692円	4,000円
合計	13,244円	9,312円

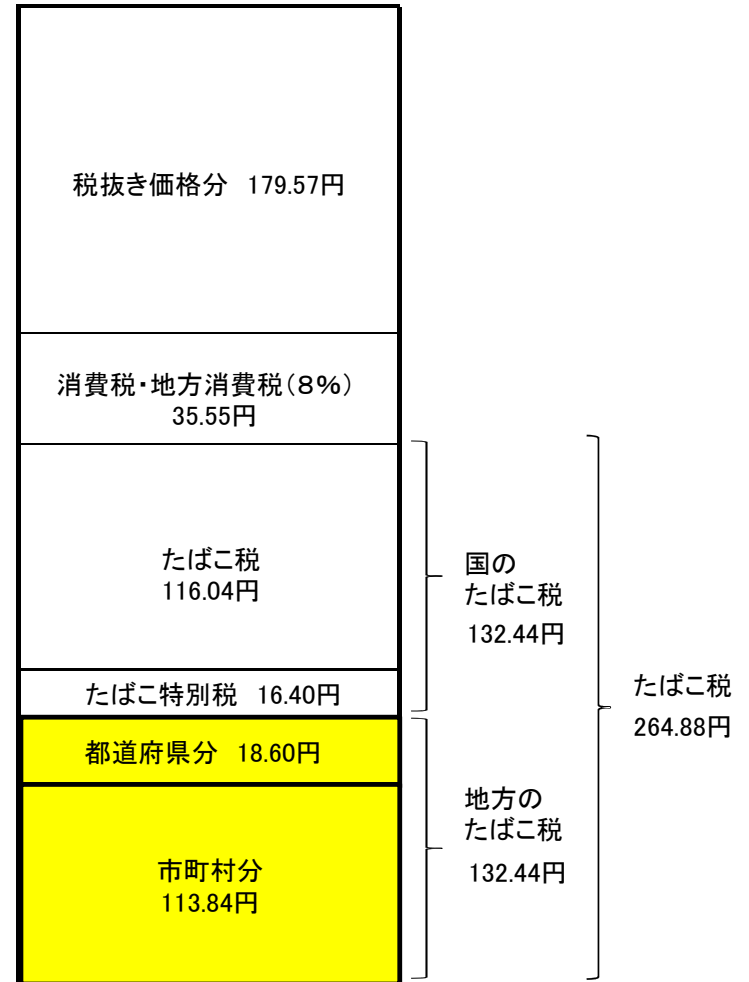
※ 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー等6銘柄の紙巻たばこをいう。
 なお、H31(2019).10.1より旧3級品の特例税率は廃止される。

○税収・・・20,012億円（平成29年度決算額）（国：地方＝1：1）

}	たばこ税	8,642億円	}	9,980 億円
	たばこ特別税	1,337億円		
}	道府県たばこ税	1,409億円	}	10,033億円
	市町村たばこ税	8,623億円		

※端数処理の関係上、合計額が一致しないことがある。

（参考）
 たばこ1箱 価格内訳
 （例：小売定価 480円の場合）
 <平成30年10月1日時点>



地方のたばこ税の見直しについて(平成30年度税制改正)

○ たばこ税の見直しを以下のとおり実施する。

- ① たばこ税の税率を平成30年10月1日から段階的に引き上げる。
(国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円、国と地方の配分比率は1:1)
- ② 加熱式たばこについて
 - ・ 喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設する。
 - ・ 紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とすることとし、平成30年10月1日から段階的に実施する。

①: 税率の引上げ

○ たばこ税の税率を平成30年10月1日から以下のとおり3段階で引き上げる。

(税率: 1,000本当たり)

実施時期等	合計	道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	(参考)
				国のたばこ税 ※たばこ特別税含む
改正前	6,122円	860円	5,262円	6,122円
平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円
平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円
平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円

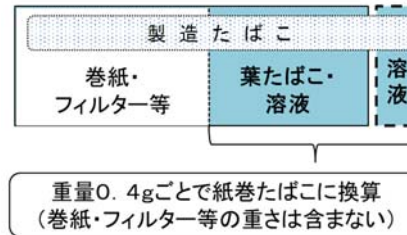
(注) 平成31年4月1日に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月1日実施に延期する。

②: 加熱式たばこの課税方式の見直し

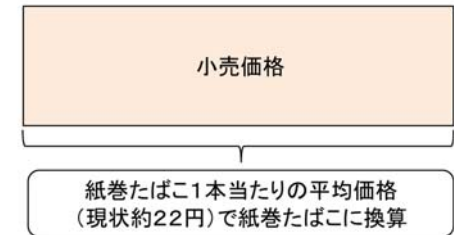
○ 地方税法において、「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの製品特性を踏まえ、以下の課税方式とする。

新課税方式

< 重量の要素 >



< 価格の要素 >



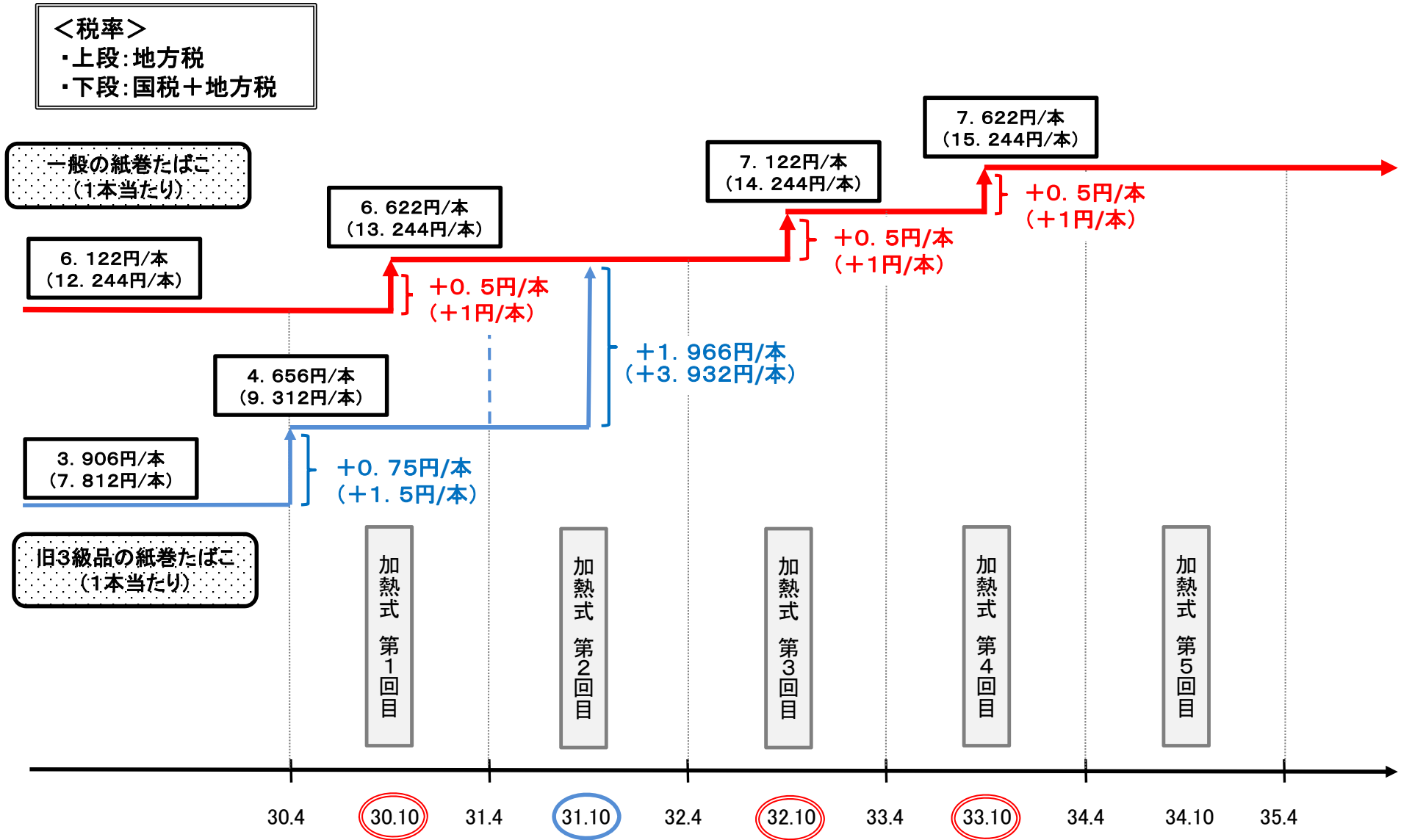
「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこに換算

○ 上記の課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行する。経過期間中の課税標準は、新課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やしていくこととする。

< 税率引上げに伴う所要の措置 >

1. たばこ税率の引上げに際し、手持品課税を実施する。
2. 市町村たばこ税都道府県交付金制度について、所要の措置を講ずる。

(参考) 地方のたばこ税の見直しの全体像



※1 平成31年4月に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月実施に延期する。
 ※2 加熱式たばこの経過期間中の課税標準は、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やしていく。